

古文書を読む会学習記録

作成日 令和 1年 6月13日

開催日	令和 1年 6月13日	時 間	10:00~12:00
場 所	区民活動センター	受講者	16名
講 師	真田 雅行氏	作成者	山根 美智子
テーマ	第一学習 野嶋浦鈴木家文書⑱		
	<p>*前回より「500両の返済について」 (嘉永元) 申年 10月 返済は担保で充当し不足分は面割にする事を取決め一時帰村の後 走水の武左衛門と鴨居の勝七の担保に虚偽が発覚したので掛け合ったが 解決に及ばず、のみならず奥印の村役人までもが両名に加担する始末で手に負 えないので御奉行所へ訴えます</p> <p>差出人 野島浦、久里浜村、三崎町の漁師 宛先 御奉行所</p> <p>*漁業の道具である舟を担保にして 嘉永元申年 12月 25両拝借 利息は6か月で1割 毎月20日に返済</p> <p>差出人 野島浦の漁師 宛先 御助成金御貸付所</p> <p>*真鶴池田家文書 慶応元丑年 真鶴沖より伊豆山境まで10年間長縄業下請け、その運上金30両</p> <p>差出人 福浦村の漁師 受取人 鯛長縄元</p> <p>*高札場のある漁場での訴訟について 延宝5年 新肴場へ魚を納める者以外は禁漁の高札がある場所にも拘わらず浦の郷等の 者は漁を行い本小田原町の魚河岸へ魚を納め、その上我らの漁を妨害するので 訴えます</p> <p>尚、この漁場は過去にも久世大和守(領主)に訴えた際に浦の郷、なた切の 名主同席の上、安堵されたものである</p> <p>訴訟人 野島浦、室木浦、小柴浦の漁師 宛先 御奉行所</p> <p>訴訟相手 浦之郷、なた切浦の漁師</p> <p>*上記に対する奉行所より 訴訟人、相手双方争点をしたため漁場の絵図を仕立評定所へ出頭する旨の状</p> <p><注>新肴場:延宝2年に相州三浦郡8ヶ村と武州久良岐郡本牧他4ヶ村の漁民 が日本橋組魚問屋と訴訟を起し販売することの許可を得、江戸本材木町に新た に市場を開いた。これを「新肴場」という。この新肴場へ魚を納める村々を「新 場の附浦」といった。 『中央区史』より抜粋</p>		
次回予定	令和 1年 6月27日 10:00~12:00 於:区役所区民活動センター 第二学習 北槎聞略(大黒屋光大夫漂流記録)⑳		